

京都市告示第 3 2 3号

地方自治法第一百七十一条第四項の規定に基づき、令和8年8月20日付けで会計管理者から次の出納員に、口座振替又は口座振込の方法により出納員の名義の預金口座又は貯金口座へ払い込まれる徴収金の収納に関する事務を委任しました。

令和8年8月26日

京都市長 松 井 孝 治

委任された出納員の職名と出納員が口座により収納する歳入の種類

出納員の職名	口座により収納する歳入の種類
環境政策局 循環型社会推進部 まち美化推進課長	粗大ごみ処理手数料

(会計室)